

白みりんミュージアムオープン記念プレイベント
(東葛飾地域と連携した発酵醸造等イベント)
企画運営業務委託仕様書

1 業務概要

- (1) 催事名: 「(仮称) 白みりんミュージアムオープン記念プレイベント (東葛飾地域と連携した発酵醸造等イベント)」
- (2) 開催場所: 流山市流山3丁目358番地の1 白みりんミュージアム敷地内玄関庭 (別紙1「白みりんミュージアム平面図」参照。)
- (3) 開催日時: 令和7年3月上旬の連続する2日間 (2日のうち1日は土曜日又は日曜日とする。) とする。
14時から19時のうちの3、4時間程度

2 業務の目的

令和7年3月29日(土)に開館予定の白みりんミュージアムの周知と今後の集客に繋げるため、白みりんミュージアムのオープンを記念するイベントの1つとして、東葛飾地域と連携した発酵醸造等をテーマとしたイベントを開催する。

3 イベントコンセプト

白みりんミュージアムは、「白みりん」をテーマとした体験型ミュージアムであり、同ミュージアムを拠点に流山本町(流山1丁目から8丁目まで並びに加5丁目及び6丁目の地域)を回遊していただくことを目的としている。流山白みりんは、江戸時代に誕生し、以降、料理に欠かせない調味料などとして活用されている。

白みりんと関わりの深い「発酵醸造」文化と、流山白みりんが誕生した「江戸」文化という点で、周辺の東葛飾地域(2市程度)と連携を図る。例えば、「発酵醸造」文化については、醤油(キッコーマン本社)のある野田市と、「江戸」文化については、戸定邸(最後の水戸藩主・徳川昭武の邸宅)のある松戸市と連携するなどして両文化に触れられる内容とする。

また、イベントに合わせて流山本町を回遊する要素として、流山本

町地域の事業者との連携を図るとともに、流山本町地域に多く設置されており、白みりんミュージアムにも設置する予定である「切り絵行灯（別紙２「切り絵行灯について」参照。）」を活用したイベントとする。

4 ターゲット及び目標集客数

メインターゲット：市民及び近隣市住民

目標集客数：５，０００人（２日間合計）

5 委託業務の期間

契約締結日の翌日から令和７年３月３１日（月）まで

6 委託業務の内容

（１）企画調整

以下の内容を確認の上、イベントの企画調整を行うこと。

ア 飲食物販ブース（２．４ｍ×２．４ｍテントの場合６ブース想定）

次に掲げる留意事項に従い、流山市内及び東葛飾地域のグルメ・特産物や「白みりん」・「発酵醸造」文化・「江戸」文化の要素を踏まえた商品等を取り扱う飲食物販ブースを設置すること。

- ・ イベント開催日時は、委託者と協議の上、決定すること。
- ・ 出店店舗を選定する際には、委託者と協議の上、決定すること。
- ・ 出店できる事業者は露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。
- ・ 酒類の提供及び火気の取扱いは可とする。なお、各種許認可等の必要なものに関しては事前に必ず許認可を得ておくこと。
- ・ 松戸保健所に対する行事開催届等、開催に当たって役所への必要な手続きを行うこと。
- ・ 敷地内への車両の乗入等については、事前に委託者に確認すること。なお、来場者用の駐車場は敷地内にはないため、公共交通機関などを推奨すること。
- ・ 敷地等の利用に当たっては、白みりんミュージアムの指定管理者との連携を図ること。

イ その他集客に繋がる企画の実施

飲食物販ブース以外に、当該イベントへの来場の動機となる企画を1つ実施すること。

【例】

- ・来場者抽選会
- ・コラボレーション企画

ウ 流山本町地域の回遊を目的とした企画の実施

白みりんミュージアム敷地内イベントに限らず、流山本町を回遊する動機となる企画を実施すること。例えば、流山本町の事業者と連携した企画や切り絵行灯を活用した町歩き企画など。

なお、切り絵行灯については、流山本町等の住民が所有しているものの借用を前提としており、当該イベントのために新たに制作するものではない。また、切り絵行灯の設置場所については、白みりんミュージアム敷地外も可とする。

(2) 運営管理

ア (1) を催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。

イ 当日は会場内にイベント本部を設置し、運営管理や各種問合せ対応に当たること。

ウ 当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、各スタッフや委託者と情報共有を図ること。

エ イベント終了後に事業の内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物等を記録した報告書を作成すること。

(3) 設営制作

ア (1)、(2) を催行するために必要な会場設営や制作を行うこと。

イ 会場の設営及び撤去の日程は委託者と調整すること。

ウ 会場周辺の施設等と連携して、飲食・休憩スペース及びごみ箱を設置すること。また、イベント終了後のごみの収集処分を行うこと。

エ イベント内容に応じ、適宜会場内を装飾してもよい。

オ イベント終了後は必ず原状復帰を行うこと。

カ イベント用の電源は、受託者側で発電機等を準備し、委託料に含むこと。

(4) 広報

- ア 集客目標数を達成できるように、各種メディアやSNS等を活用した効果的な広報を行うこと。
- イ 事前広報用のポスター（A2版）を50部制作すること。なお、ポスターはイベント開催日の10日前までに委託者と協議して決定した場所に掲示するものとする。
- ウ 当日用パンフレット（会場配置図入り・A3版二つ折り加工A4仕上がり）を5,000部制作すること。なお、当日用パンフレットは、完成品見本及び関係者配布用として、可能な限り事前に委託者に納品すること。事前納品部数については、委託者と別途協議によって決めるものとする。
- エ 前記イ及びウに記載のポスター及びパンフレットの電子データを納品すること。

(5) その他

- ア イベントは雨天実施とするが、警報が発令される等荒天の場合は中止とする。
- イ イベント開催中のリスクに備える保険（来場者用傷害保険など）へ加入すること。

7 見積方法及び支払い方法

見積金額は本業務委託に係る総額（税抜き）を記載することとする。
支払いは、業務完了後、一括支払いとする。

8 再委託等の制限

受託者は、受託者が行う業務の全て、あるいは大部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではない。

9 管轄の合意

委託者及び受託者は、本契約またはこれに基づく個別契約に関し紛争が発生した場合は、委託者の所在地が管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

10 その他

- (1) 受託者決定後、協議の上、企画内容を変更することがある。
- (2) イベント実施に係る費用（備品借用費など）は、全て委託料に含まれるものとする。ただし、委託者側で一義的に負担すべきと判断される経費についてはその限りでない。
- (3) 当該イベントの実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が原状復帰を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により委託者、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、契約締結後速やかに本業務の実実施計画、工程表及び体制図を提出し、委託者の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。
- (6) 受託者は本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- (7) 当該イベントの著作物に関わる権利は、すべて委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の許可なく著作物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。
- (8) 本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して5年間整備保管しておくこと。また、受託者は必要に応じて委託者からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項は委託者と受託者の協議により決定する。
- (10) 受託者は本業務の実施にあたり、不明な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- (11) 受託者はイベントの開催にあたり、訪問等により近隣住民にイベントへの理解・協力について対策を講じること。また、近隣住民などから苦情があった場合は、受託者で丁寧に対応するものとし、結果を委託者に報告すること。
- (12) 受託者は本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

1 1 本仕様に係る問い合わせ

2 7 0 - 0 1 9 2

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所経済振興部

流山本町・利根運河ツーリズム推進課ツーリズム推進係

電 話 : 0 4 - 7 1 6 8 - 1 0 4 7

F A X : 0 4 - 7 1 5 8 - 5 8 4 0

メー ル : tourism@city.nagareayama.chiba.jp